

平成28年度選択型福利厚生事業実施要綱

1 趣旨

香川県教職員互助会運営規則第2条に規定する事業（会員相互共済及び福利厚生に関する事業）として実施する選択型福利厚生事業に関し必要な事項を定めるものとする。

2 目的

会員の多様化する福利厚生に対するニーズに対応して選択型福利厚生事業を設け、会員の健康管理、自己啓発、趣味の充実等に要する経費の一部を助成することにより、会員の心身のリフレッシュと余暇の有効活用等を図り、もって会員の福利増進と勤務能率の向上に寄与するものとする。

3 補助対象者

一般財団法人香川県教職員互助会の会員とする。

4 補助項目及び補助対象経費

- (1) 補助項目及び補助対象経費は、別表に定めるとおりに区分するものとする。
- (2) 会員は、別表に定めるものの中から、補助項目を自由に組み合わせて選択することができる。
- (3) 図書券、商品券等は補助対象経費としない。
- (4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に利用・購入等したものを補助対象経費とする。

5 補助額

補助額は、会員1人当たり10,000円を限度とする。ただし、宿泊保養施設利用にかかる補助とあわせた限度額とする。

6 請求手続等

(1) 補助金の請求は、選択型福利厚生事業補助金（兼宿泊保養施設利用補助金）請求書（別紙様式）に必要事項を記入のうえ、補助対象経費に係る領収書原本（会員氏名、領収金額、発行者及び発行日が記載されたもの）を添付して、所属所長を経由して理事長に提出する。ただし、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる書類を添付する。

①芸術文化鑑賞、スポーツ観戦又はスポーツ・レジャー施設等を利用した場合で領収書が発行されない場合

金額が記載された利用券、入場券等の半券等（金額の記載がない場合にあつては、金額が確認できるパンフレット等を添付すること。）

②クレジットカードを利用して支払った場合

請求明細書又は利用者控（氏名、金額、購入物品名、施設名等の記載があり、補助

対象経費であることが明らかなもの)

なお、カード番号等が記載されている場合は、その箇所を抹消して提出すること。

③銀行振込で支払った場合

振込書の控及び請求書（氏名、金額、購入物品名、施設名等の記載があり、補助対象経費であることが明らかなもの）

④はり・灸・マッサージ等を利用した場合

保険診療適用外であることが記載された領収書（保険診療適用外の記載がない場合にあっては、確認できる書類等を添付すること。）

⑤上記に掲げる書類だけでは補助対象経費であることが確認できない場合は、補助対象経費であることを確認するために必要な書類

(2) 補助金の交付は、毎月末までに受理した請求書を審査のうえ、適正と認めた場合に原則として、翌々月の10日に請求者の共済組合員専用口座に送金する。

(3) 補助金の請求期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間とし、請求回数は1回とする。

7 その他

- (1) この事業の実施に必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。
- (2) 事業実施において疑義が生じた場合は、その都度理事長が適宜処理するものとする。
- (3) 補助金の請求書は宿泊保養施設利用補助金とあわせた様式となっている。

(以上)